

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載

【部門区分】第 6 部門第 2 区分

【発行日】令和 4 年 12 月 23 日(2022.12.23)

【公開番号】特開 2021-96333(P2021-96333A)

【公開日】令和 3 年 6 月 24 日(2021.6.24)

【年通号数】公開・登録公報 2021-028

【出願番号】特願 2019-226669(P2019-226669)

【国際特許分類】

G 0 3 G 9/097(2006.01)

G 0 3 G 9/087(2006.01)

10

【F I】

G 0 3 G 9/097 3 6 5

G 0 3 G 9/087 3 2 5

G 0 3 G 9/087 3 3 1

【手続補正書】

【提出日】令和 4 年 12 月 15 日(2022.12.15)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

結着樹脂及び極性基含有オレフィン共重合体を含有するトナー粒子を有するトナーであって、

該結着樹脂は、下記一般式〔1〕で表されるユニットを有する変性ポリエステルを含有し、

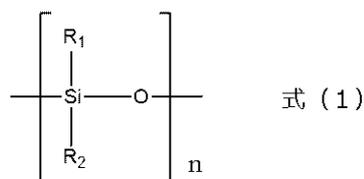
該変性ポリエステルの含有量が、該結着樹脂中、50.0質量%以上であり、

30

該極性基含有オレフィン共重合体は、極性を有するユニットとポリオレフィンユニットとを有する重合体であり、

該極性を有するユニットが、 $\text{C}=\text{C}$ - 不飽和カルボン酸およびその誘導体、不飽和ニトリルおよびその誘導体からなる群より選択されるいずれかの化合物に由来するユニットであることを特徴とするトナー。

【化 1】



40

(式中、 R_1 および R_2 は、それぞれ独立して、水素、メチル基またはフェニル基を表し、 n は、10 ~ 80 の整数を表す。)

【請求項 2】

該極性基含有オレフィン共重合体は、該極性を有するユニットを 2.0質量%以上 60.0質量%以下含有する請求項 1 に記載のトナー。

【請求項 3】

50

該極性基含有オレフィン共重合体は、GPCによる分子量分布において、重量平均分子量（ M_w ）が 5.0×10^3 以上 7.0×10^4 以下である請求項 1 または 2 に記載のトナー。

【請求項 4】

該トナー粒子は、結着樹脂 100 質量部当たり、該極性基含有オレフィン共重合体を 0.10 質量部以上 20.0 質量部以下含有する請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載のトナー。

【請求項 5】

該変性ポリエステルは、シリコンユニットを 0.5 質量% 以上 5.0 質量% 以下含有する請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載のトナー。

10

【請求項 6】

該シリコンユニットは、前記一般式〔1〕中の R_1 および R_2 がいずれもメチル基である請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載のトナー。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明は、結着樹脂及び極性基含有オレフィン共重合体を有するトナー粒子を含有するトナーであって、該結着樹脂は、下記一般式〔1〕で表されるユニットを有する変性ポリエステルを含有し、該変性ポリエステルの含有量が、該結着樹脂中、50.0 質量% 以上であり、該極性基含有オレフィン共重合体は、極性を有するユニットとポリオレフィンユニットとを有する重合体であり、該極性を有するユニットが、、- 不飽和カルボン酸 およびその誘導体、不飽和ニトリルおよびその誘導体からなる群より選択されるいずれかの化合物に由来するユニットであることを特徴とするトナーに関する。

20

30

40

50